

ゆう ID 配達予告等通知サービス利用規約_新旧対照表

※下線箇所は改正部分

旧	新
ゆう ID 配達予告等通知サービス利用規約 (略)	ゆう ID 配達予告等通知サービス利用規約 (略)
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
第 2 条 (通知サービスの内容) 1～4 (略) 5. 前項の規定にかかわらず、第 4 条に定める居住確認手続 <u>が完了した</u> ゆう ID を利用する利用者に限り、当該荷物のお届け場所を当社が指定する受取機能を有するロッカー、当社が指定する情報端末機器を設置したコンビニエンスストア、又は当該荷物の配達先の同一建物内若しくは同一構内であって、当社所定の場所のうち、荷受人が指定する場所に変更することができます。この場合において、変更に当たっては、当社が定める「受取拠点利用規約」又は「e 受取チョイス指定場所（自宅等）利用規約」が適用されるものとします。	第 2 条 (通知サービスの内容) 1～4 (略) 5. 前項の規定にかかわらず、第 4 条に定める居住確認手續 <u>を完了した</u> （ <u>同条第 4 項により同手續を省略した場合を含みます。</u> ）ゆう ID を利用する利用者に限り、当該荷物のお届け場所を当社が指定する受取機能を有するロッカー、当社が指定する情報端末機器を設置したコンビニエンスストア、又は当該荷物の配達先の同一建物内若しくは同一構内であって、当社所定の場所のうち、荷受人が指定する場所に変更することができます。この場合において、変更に当たっては、当社が定める「受取拠点利用規約」又は「e 受取チョイス指定場所（自宅等）利用規約」が適用されるものとします。
6 (略)	6 (略)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
第 4 条 (居住確認手続) 1～2 (略) 3. <u>前項の居住確認手続を行った結果は、当社から日本郵政株式会社に対して提供し、ゆう ID の利用者情報として保持するものとします。</u>	第 4 条 (居住確認手続) 1～2 (略) 3. <u>当社は、居住確認手續を行ふに当たり、当社が差し出した簡易書留郵便の追跡番号及び追跡情報のうち配達完了結果のみを日本郵政株式会社に対して提供します。この配達完了結果の提供は、第 1 項の申込みを行った利用者（以下本条において「本件利用者」といいます。）から当社が委託を受け、本件利用者に代わって日本郵政株式会社に提供するものとします。この場合において、日本郵政株式会社は、提供した配達完了結果を本件利用者の会員情報（ゆう ID 利用規約</u>

に定めるものをいう。）として取り扱います。

4. 本件利用者が、受取拠点利用規約第3条第1項第2号に掲げる確認を完了している場合、当社は第2項の簡易書留郵便による居住確認手続を省略します。

第5条～第11条（略）

2019年3月9日 制定・実施

2020年3月23日 改正

2023年7月16日 改正

2024年5月27日 改正

2025年2月10日 改正

2025年7月1日 改正

第5条～第11条（略）

2019年3月9日 制定・実施

2020年3月23日 改正

2023年7月16日 改正

2024年5月27日 改正

2025年2月10日 改正

2025年7月1日 改正

2026年2月11日 改正